

年間時系列監査活動と内部統制システム監査

	監査役会	監査活動項目	監査活動の内容及びその活動を実施する狙い	備考欄 (研究会提案資料等)
期 初	<p>1) 監査方針、監査計画、監査業務分担の審議</p>	<p>1) 監査方針、監査計画の説明及び円滑な監査活動の保障の要請 2) 会社が対処すべき課題、リスク等についての意見交換 3) 内部統制システムの運用状況についての意見交換 4) 経営方針の確認 5) 監査役監査の実施結果(又は実施状況)の説明</p>	<p>① 内部統制システムに係る取締役会決議の内容に関する監査結果を踏まえ、内部統制システム監査の計画を作成する a) 会社の統制環境を監査上の重要な着眼点とする。 b) 内部統制システムが、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応しているか否かに重点を置いて監査を行う。 c) 内部統制システムの構成要素が、前項のリスクに対応するプロセスとして有効に機能しているかについて、適正な意思決定過程その他の適切な手続を経て内部統制システムの整備を行っているか否かについて、監視検証する。」</p>	<p>「内部統制システム監査チェックリスト」(資料6)</p>
期 中	<p>代表取締役等との 会合</p> <p>取締役会等への出席(日常監査)</p> <p>取締役の業務執行状況の把握(日常監査)</p>	<p>1) 取締役会への出席・意見陳述、その他重要会議出席 2) 取締役会その他重要会議における取締役の意思決定の監査 3) 取締役及び使用人からの報告受領、内容聴取</p>	<p>① 代表取締役を含む業務執行取締役(代表取締役等)との定期的会合を通じて、各体制の整備状況とそれに対する取締役の認識について把握し、必要に応じて各体制の整備状況等について代表取締役等に対して説明を求め a) 取締役会その他重要な会議等において、法令を遵守した意思決定及び業務執行がなされることを確保する体制の整備状況を確認 ① 取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会その他関連する会議又は委員会等への出席を通じて、各体制の整備状況とそれに対する取締役の認識について把握し、必要に応じて各体制の整備状況等について代表取締役等に対して説明を求め a) 取締役会その他重要な会議等において、法令を遵守した意思決定及び業務執行がなされることを確保する体制の整備状況を確認 b) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応状況の確認 c) 内部通報システムの整備状況の確認 d) 監査役の監査計画説明</p> <p>② 内部統制システムの各体制の整備状況及び各体制の実効性に影響を及ぼす重要な事項について、それに対する対応状況を含め定期的にかつ随時報告を受け、必要に応じて説明を求める。 a) 法令遵守体制・損失回復管理体制及び情報保存管理体制の実効性に重要な影響を及ぼす事項の取締役会及び監査役への報告体制の状況の確認 b) 法定の作成資料の記録状況、保存状況の確認 c) 会社が開示すべき重要な情報の開示体制の整備状況の確認 d) 子会社を利用した不適正な行為への対応体制の整備状況 e) 訴訟・係争案件の聴取 ② 内部統制部門から、内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに関する評価結果を聴取する。</p>	<p>「監査スケジュール表」(資料7)</p> <p>「内部統制システム監査進捗管理表」(資料7-1)</p>
	<p>1) 代表取締役又は取締役に対して助言又は勧告その他の適切な措置 2) 会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合の適切な情報開示、二次被害への対応</p>	<p>1) 代表取締役又は取締役に対して助言又は勧告その他の適切な措置 2) 会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合の適切な情報開示、二次被害への対応</p>	<p>① 内部統制システムの不備を発見した場合には、必要に応じて監査役会における審議を経て、代表取締役等又は取締役会に助言又は勧告その他の適切な措置を講じる 助言又は勧告、指摘及び要請にもかかわらず、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切に対処せず、かつその結果各体制の整備状況に重大な欠陥があると認められる場合、必要に応じて監査役会における審議を経て、監査報告においてその旨を指摘する。</p>	<p>「内部統制システム関係確認表」(資料8)</p> <p>「規程類確認表」(資料9)</p>

年間時系列監査活動と内部統制システム監査

	監査活動項目	監査活動の内容及びその活動を実施する狙い	備考欄 (研究会提案資料等)
<p>内部監査部門等との意見交換</p> <p>会計監査人との会社</p> <p>期中</p>	<p>1) 内部監査計画について報告聴取</p> <p>2) 内部監査の実施結果(又は実施状況)について報告聴取</p> <p>1) 会計監査人の職務遂行の適正確体体制の通知受領</p> <p>2) 会計監査人の監査計画の前提となる内部統制システムの状況、リスクの評価等の説明聴取、意見交換</p> <p>3) 会計監査人の監査計画、計画の概要説明、意見交換</p> <p>4) 監査役会監査方針、計画の概要説明、意見交換</p> <p>5) 会計監査人の監査実施状況の聴取、意見交換</p> <p>6) 監査役会監査方針、計画の概要説明、監査実施状況の説明、意見交換</p> <p>1) グループ会社の監査役との関係</p>	<p>① 内部監査部門等から各体制における重大なリスクへの対応状況その他各体制の整備状況に関する事項について定期的に報告を受け、必要に応じて内部監査部門等が行う調査等への監査役もしくは補助使用人の立会い・出席を求め、又は内部監査部門等に対して追加調査等とその結果の監査役への報告を求める。</p> <p>a) 監査計画の説明</p> <p>b) 監査結果の聴取、意見交換</p> <p>② 内部監査部門等との連絡を通じて、内部監査部門等が各体制の整備状況を継続的に検討・評価し、それを踏まえて代表取締役等が必要な改善を実施しているか否かなど、内部統制システムのモニタリング機能の実効性について、監視し検証する。</p> <p>③ 会計監査人との定期的な合等を通じて、内部統制システムの整備状況に関する会計監査人の意見等について把握し、必要に応じて説明を求める。</p> <p>④ 会計監査人に対し、財務報告内部統制における重大なリスクへの対応状況その他財務報告内部統制の実効性に影響を及ぼすおそれがあると思われる事項について、適時かつ適切に監査役又は監査役会に報告するよう要請し、情報の共有に努める。</p> <p>⑤ 財務担当取締役と会計監査人との間で、監査の方法又は会計処理等について意見が異なった場合には、財務担当取締役及び会計監査人に対し、適時に監査役または監査役会に報告するよう要請する。</p> <p>① グループ会社の監査役間で意思疎通及び情報交換を行う。</p>	
<p>事業報告の監査</p> <p>監査報告の作成</p> <p>監査役会</p> <p>期末</p>	<p>1) 事業報告記載内容の調査</p> <p>1) 監査役の監査報告の作成</p> <p>1) 監査役会監査報告の作成</p>	<p>① 当該取締役会決議の内容が、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める事項を網羅しているか。</p> <p>② 取締役会において、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応した内部統制システムのあり方について、適切に議論がなされた上で、内部統制システムの整備に係る決議がなされているか。</p> <p>③ 当該取締役会決議の内容について、必要な見直しは適切かつ適切に行われているか。</p> <p>④ 監査役が内部統制システムに係る取締役会決議に関して助言又は報告した指摘の内容が取締役会決議において適切に反映されているか。反映されていない場合には適切な理由があるか。</p> <p>① 監査調査を取りまとめ、監査役の監査報告を作成する。</p> <p>① 各監査役の監査報告の提出及び監査の方法と結果の報告を受けて、監査役会監査報告を作成する。</p>	<p>「内部統制システム監査チェックリスト兼監査結果評価表」(資料6)</p> <p>「監査結果総括表」(資料10)</p>